

門真市

第5期障がい福祉計画・  
第1期障がい児福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

【概要版】



平成30(2018)年3月

門 真 市



# 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

[平成30(2018)年度～平成32(2020)年度]

## ■ 第5期障がい福祉計画とは

第4期障がい福祉計画で立てた成果目標及び年度ごとのサービス見込量について、達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえるとともに、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び基本指針に基づき、新しい計画を策定しました。

## ■ 第1期障がい児福祉計画とは

第4期障がい福祉計画においても、障がいのある子どものサービスに関する計画を含んでいましたが、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築をさらに推進するため、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、自治体において「障がい児福祉計画」を策定することが義務づけられました。そのため、第1期障がい児福祉計画としています。

## ■ この計画策定の目的は

- 障がいのある人及び障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関して、平成32（2020）年度末の数値目標（成果目標）を設定します。
- 障がい福祉サービス、計画相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援、障がい児相談支援に関して、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度のサービス見込量を設定します。
- 各サービスを提供するための体制の確保を計画的に進めるために策定しています。

# 計画の基本的な考え方

## ■ 計画の理念

すべての障がいのある人の総合的な分野の計画である「門真市第3次障がい者計画」の基本理念である『一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真』を踏まえ、すべての障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人ひとりに合った必要な支援の体制づくりをめざします。

行政のみならず、地域住民、ボランティア団体、障がいのある当事者、サービス提供事業所、医療・福祉・保健・教育・就労等関係機関等が連携・協力し合い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共に生きる社会づくりをめざします。

## ■ 基本的な視点

### ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加が促進できるように、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病等の疾患のある人及び障がいのある子どもが、身近な地域で障がい種別によらない一元的なサービスを受けることができるように、市が実施主体の基本となり、サービスの充実に努めます。また、障がい福祉サービス等の活用が促進されるように、障がいのある人及びその家族等に必要な情報提供を進めます。

### ③ 包括的ケアのシステムづくりの推進

障がいのある人の自立支援の観点から、引き続き、地域生活への移行や地域生活の維持、就労支援など、総合的に支えるため、地域生活支援の拠点づくりをはじめ、相談体制、地域住民や団体等との連携による共生社会づくり、また、介護・医療・福祉・教育等との連携など、地域の社会資源を最大限に活用した包括的なケアのためのシステムづくりを進めます。

### ④ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実に努めるとともに、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

## 計画の推進

# 第5期障がい福祉計画における成果目標

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活への移行について、大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、平成28(2016)年度末時点の施設入所者78人のうち7人と設定しました。これは、平成28(2016)年度末時点の施設入所者の9%となります。
- 施設入所者の削減数については、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、平成32(2020)年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を2人と設定しました。

項目		数値	考え方
基準値	平成28(2016)年度末時点の入所者数 (A)	78人	平成28(2016)年度末時点の施設入所者数
目標値	①平成32(2020)年度末の地域生活移行者数 (B)	7人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		9.0%	移行割合 (B/A)
目標値	②平成32(2020)年度末の削減見込数 (C)	2人	施設入所者の削減見込数
		2%	削減割合 (C/A)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 平成32(2020)年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。
- 協議の場としては、門真市障がい者地域協議会の専門部会である『門真市地域移行地域定着支援会議』を活用し、新たに医療関係機関を構成員に加えるなどの調整を図っていきます。
- 本計画と同時期策定の門真市第7期高齢者保健福祉計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、保健・医療・福祉・教育など様々な分野における施策の推進に向け、地域が一体となって高齢者を支える体制の構築をめざしています。地域包括ケアシステムについては、このような取組とも連携し、精神障がいのみならず、すべての障がいのある人や子どもなど、市民誰もが安心して暮らせる支援体制の構築をめざします。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

- 平成30(2018)年度中にグループホーム(14床)、短期入所(6床)、相談支援等、居住支援のための機能を集約した多機能型の地域生活支援拠点を設置し、32(2020)年度末までに、地域生活支援拠点の質を高めるとともに、適切な運営に努めます。

★門真市地域生活支援拠点の機能としては、大きくは「相談(地域移行、親元からの自立等)」をはじめ、「緊急時の受け入れ」「地域の体制づくり」「専門性」「体験の機会・場」の5つがあります。本市としては、基幹相談支援センターがこの拠点に入る予定であり、相談体制の一層の充実を図ります。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設から一般就労への移行者数については、平成28（2016）年度の実績が25人であることから、第5期の目標値を1.4倍の35人に設定します。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成28（2016）年度末の利用者数が89人で目標値を達成していることから、第5期の目標値を2割以上の増加とし、107人に設定します。
- 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、平成28（2016）年度時点で6事業所と増加していることから、計画期間中の事業所の増加も含めて、事業所をはじめ関係機関、民間企業等と連携し、就労移行率の上昇をめざし、5割以上となるよう設定します。
- 第5期計画からの新たな目標設定項目である職場定着率については、国及び大阪府の基本的な考え方に準じて、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上と設定します。

項 目		数 値	考 え 方
基準値	福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	25人	平成28（2016）年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
目標値	①目標年度（平成32（2020）年度）の一般就労移行者数 (B)	35人	平成32（2020）年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者の数
		1.4倍	(B/A)
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (C)	89人	平成28（2016）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
目標値	②目標年度（平成32（2020）年度）の就労移行支援事業利用者数 (D)	107人	平成32（2020）年度における就労移行支援事業利用者数
		1.2倍	(D/C)
基準値	就労移行支援事業所数 (E)	6事業所	平成28（2016）年度末時点の就労移行支援事業所数
目標値	③目標年度（平成32（2020）年度）の就労移行率3割以上の事業所 (F)	5割以上	(F/平成32（2020）年度の就労移行支援事業所数)
目標値	④就労定着支援事業による1年後の職場定着率 (G)	8割以上	

#### (5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

- 平成32（2020）年度の工賃の平均額について、管内事業所の実績及び目標を踏まえ、平成28（2016）年度実績の7,805円の約13%増の8,842円と設定します。





# 第1期障がい児福祉計画における成果目標

## (1) 児童発達支援センターの整備

- 「門真市立さつき園・くすのき園」が、平成25（2013）年度に福祉型児童発達支援センター「門真市立さつき園」、医療型児童発達支援センター「門真市立くすのき園」に移行し、この2つの施設が平成26（2014）年度に福祉型児童発達支援センターとして「門真市立こども発達支援センター」を開設しました。障がい児支援の拠点施設として就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業等を実施しています。今後も各事業の一層の充実を図ります。

## (2) 保育所等訪問支援

- 従前より本市では保育所等を訪問し、発達の気になる子どもの園等での生活環境の整備を助言していましたが、平成26（2014）年度の門真市立こども発達支援センター開設と同時に、保育所等訪問支援を開始しました。当初、公私立保育所・幼稚園に通う子どもの保護者からの利用依頼が大半を占めていましたが、子どもの成長に合わせて小学生の利用が拡充しています。今後についても、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めます。

## (3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業については、従前より門真市立こども発達支援センターで実施しており、現時点で平成32（2020）年度までに1箇所整備することに関しては達成しています。今後も重症心身障がい児への支援の充実を図ります。
- 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスについては、平成32（2020）年度末までの目標として市内の放課後等デイサービス事業所数を2箇所とします。現在、重症心身障がい児を支援する事業所は市内に1箇所あり、障がい福祉圏域としては5箇所の事業所があるため、これらの事業所を活用した支援を行いつつ、市内事業所の確保に努めます。

## (4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

- 医療的ケアが必要な子どもへの支援については、支援を提供する施設が子ども一人ひとりに関わる医療機関と連携を図り、適切な支援を実施しています。また、協議の場については、これまで障がいのある子ども及び発達に課題のある子どもの支援体制の整備を協議する場として、門真市障がい者地域協議会の専門部会である『児童専門会議』を活用してきました。医療的ケアが必要な子どもへの支援についても、児童専門会議を活用し、地域の課題や資源を抽出した上で、医療機関が参画している門真市障がい者地域協議会において、協議を行っていきます。

# 障がい福祉サービスの利用見込量

※障害者総合支援法に基づくサービスで、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

## (1) 訪問系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	居宅介護	利用者数	人	338	349	360
		利用時間数	時間	5,368	5,511	5,653
	重度訪問介護	利用者数	人	12	13	13
		利用時間数	時間	1,185	1,292	1,292
	同行援護	利用者数	人	63	65	67
		利用時間数	時間	1,260	1,300	1,340
行動援護	利用者数	人	16	17	17	
	利用時間数	時間	449	481	481	

## (2) 日中活動系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	生活介護	利用者数	人	322	331	340
		利用日数	人日	5,773	5,912	6,053
	療養介護	利用者数	人	18	18	18
	短期入所	利用者数	人	122	133	145
利用日数		人日	734	784	836	
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	利用者数	人	12	12	15
		利用日数	人日	178	178	229
	就労移行支援	利用者数	人	97	102	107
		利用日数	人日	1,407	1,494	1,569
	就労継続支援(A型)	利用者数	人	84	95	106
		利用日数	人日	1,451	1,642	1,834
	就労継続支援(B型)	利用者数	人	272	281	290
		利用日数	人日	4,201	4,336	4,469
	就労定着支援(新規)	利用者数	人	16	36	60

※就労定着支援：就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

## (3) 居住系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	施設入所支援	利用者数	人	77	77	76
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	利用者数	人	121	128	135
	自立生活援助(新規)	利用者数	人	1	1	1

※自立生活援助：障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

## (4) 計画相談支援・地域相談支援

サービス名		項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	利用者数	人/月		1,013	1,019	1,026
	計画作成数	回/年		1,165	1,172	1,180
	モニタリング数	回/年		1,793	1,804	1,816
地域移行支援	利用者数	人/月		4	4	7
地域定着支援	利用者数	人/月		4	4	7



# 地域生活支援事業の見込量

## <必須事業>

事業名		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
啓発事業 理解促進研修	障がい者週間キャンペーン	実施の有無	有	有	有	
	エルフェスタ	実施の有無	有	有	有	
	ふれあいコーナー	実施の有無	有	有	有	
	きらめきアートフェスタ	実施の有無	有	有	有	
	ヘルプマーク(ストラップ)の配布及び啓発用ポスターの掲示	実施の有無	有	有	有	
	手話マークの設置	実施の有無	有	有	有	
	筆談マークの設置	実施の有無	有	有	有	
※1	障害者団体活動補助事業	実施の有無	有	有	有	
支援事業 相談支援	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	
	基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有	
成年後見制度利用支援事業		人/年	12	14	16	
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	有	
支援事業 意思疎通	手話通訳者派遣事業、緊急時手話通訳者派遣事業	件/年	138	143	148	
		時間/年	290	300	310	
	要約筆記者派遣事業	件/年	35	38	41	
	手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3	
手話奉仕員養成研修事業		人/年	23	26	29	
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具	件/年	7	8	9	
	自立生活支援用具	件/年	30	31	32	
	在宅療養等支援用具	件/年	22	23	24	
	情報・意思疎通支援用具	件/年	180	185	190	
	排泄管理支援用具	件/年	2,175	2,225	2,275	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	2	
移動支援事業		利用者数	人/年	442	469	495
		利用時間数	時間/年	43,752	46,445	49,081
センター事業 地域活動支援	基礎的事業	設置箇所数	箇所	2	2	2
		利用者数	人/年	100	100	100
	機能強化事業 地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	70	70	70
	機能強化事業 地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	30	30	30

注)※1:自発的活動支援事業

このほか、本市では任意事業及び市独自事業として、次の事業を実施します。

任意事業：日中一時支援事業、視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業、要約筆記奉仕員養成研修事業、身体障がい者用自動車改造費助成事業、身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業、成年後見制度普及啓発事業、障がい者虐待防止事業

市独自事業：重度障がい者等住宅改修助成事業、在宅障がい者配食サービス事業、難聴児特別補聴器購入費助成事業、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業、身体障がい者等緊急通報装置貸与事業、緊急時の通報「FAX119」「メール119」

# 障がいのある子どもの支援の見込量

●児童福祉法に基づくサービスの見込量は、次表のとおりです。

サービス名		項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所支援	児童発達支援、 医療型児童発達支援	利用者数	人/月	100	103	106
		利用日数	人日/月	1,110	1,143	1,177
	放課後等デイサービス	利用者数	人/月	230	250	270
		利用日数	人日/月	3,390	3,675	3,969
	保育所等訪問支援	利用回数	回/月	10	12	13
訪問支援	居宅訪問型児童発達支援 (新規)	利用回数	回/月	0	0	1
相談支援	障がい児相談支援	利用者数	人/月	210	230	250
		計画作成数	回/年	242	265	288
		モニタリング数	回/年	311	340	370
医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置			人	0	0	1

※居宅訪問型児童発達支援：重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

## そのほかの取組

### ■ サービスの確保と人材の確保

- サービスの確保
- 人材確保と資質の向上

### ■ 障がいのある人の雇用・就労の促進

- 障がいのある人の雇用の促進
- 市における取組の推進

### ■ 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

- 地域支援体制の充実
- 相談支援体制の充実
- ケアマネジメント体制の充実

### ■ 計画の推進

- 計画及び制度の広報・周知
- 関係各課・関係機関との連携
- 国、府、近隣市との連携
- 専門的人材の育成・確保
- 計画の点検及び評価（PDCA サイクル）

### ■ 人権の尊重と権利擁護の推進

- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 障がいのある人の虐待防止の推進
- 権利擁護の充実



門真市第5期障がい福祉計画・  
第1期障がい児福祉計画【概要版】

発行／平成30(2018)年3月

門真市

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

編集／門真市 保健福祉部 障がい福祉課

